

## 大規模災害発生時に備え市内医療機関と 「救護所の設置及び運営に関する協定」を締結しました

堺市では、市内で災害が発生した場合における医療救護活動に万全を期し、一人でも多くの市民の皆様の命を守ることを目的に、「堺市災害時医療救護活動ガイドライン」を令和7年3月に策定しました。

このたび、同ガイドラインを踏まえ、大規模災害発生時の迅速な救護体制を確保するため、「救護所の設置及び運営に関する協定書」を市内の各医療機関と締結しました。

本市が医療救護班を派遣し傷病者へのトリアージや応急処置等の医療救護活動を行うに当たり、救護所設置のための場所の提供や運営等に協力いただきます。

今後も大規模地震等に備えた災害時の医療体制強化に取り組みます。

### 1 締結先

医療機関名	代表者名
① 公益財団法人 浅香山病院（堺市堺区今池町 3-3-16）	理事長 高橋 明 氏
② 社会医療法人 清恵会 清恵会病院（堺市堺区南安井町 1-1-1）	理事長 森信 若葉 氏
③ 社会医療法人 同仁会 耳原総合病院（堺市堺区協和町 4-465）	理事長 田端 志郎 氏
④ 社会医療法人 生長会 ベルランド総合病院（堺市中区東山 500-3）	理事長 亀山 雅男 氏
⑤ 医療法人 浩仁会 南堺病院（堺市中区大野芝町 292）	理事長 荻田 浩司 氏
⑥ 社会医療法人 ペガサス 馬場記念病院（堺市西区浜寺船尾町東 4-244）	理事長 馬場 武彦 氏
⑦ 社会医療法人 啓仁会 堺咲花病院（堺市南区原山台 2-7-1）	理事長 井上 啓二 氏
⑧ 独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪労災病院（堺市北区長曾根町 1179-3）	院 長 平松 直樹 氏
⑨ 医療法人 暁美会 田中病院（堺市美原区黒山 39-10）	理事長 田中 大吉 氏

### 2 締結日

②③④⑤⑥⑦⑨令和8年3月12日、①令和8年3月18日、⑧令和8年3月25日

### 3 主な協力内容

- (1) 救護所の設置及び運営
- (2) 救護所での活動
- (3) 人員及び資器材の確保
- (4) 平常時の連絡体制整備
- (5) 防災訓練への協力

### 4 その他

「堺市災害時医療救護活動ガイドライン」の詳細は以下の堺市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/iryokusuri/iryo/guidelines.html>

問  
い  
合  
わ  
せ  
先

担 当 課：健康福祉局 健康部 健康医療政策課  
電 話：072-248-6004  
ファックス：072-228-7943

## 救護所の設置及び運営に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と（各締結先）（以下「乙」という。）は、大規模地震等の発生により堺市地域防災計画に基づく救護所の設置が必要な場合に、甲が乙に対し、乙の敷地内（各締結先）の一部を利用した救護所の設置及び運営の協力を要請することに関し、下記のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害発生時に甲及び乙が連携、協力して医療救護活動を行い、市民の生命及び健康を守ることを目的とする。

### （救護所の活動）

第2条 甲及び乙は、第3条第2項及び第3項に定める救護所において次に掲げる活動を行う。

- (1) 傷病者の受入れ、トリアージ及び応急処置
- (2) 必要に応じた他医療機関等への搬送調整
- (3) その他甲及び乙の協議により必要と認めるもの

### （協力の要請・救護所の設置）

第3条 甲は、災害発生時に救護所の設置を判断し、設置場所として乙の敷地を利用する必要があるときは、乙に対して協力を要請する。

- 2 甲は前項に基づく要請により乙の協力を得て、救護所を設置する。
- 3 乙は、災害発生時において緊急に対応することが必要と認められるときは、甲による要請前であっても自主的な判断に基づき、乙の敷地内に救護所を設置することができる。
- 4 乙は、前項の救護所を設置した場合は、速やかに甲に報告する。
- 5 第3項に基づきすでに乙の敷地内に救護所が設置されている場合には、甲は、乙から救護所を引き継ぎ、第2項に基づく救護所を設置する。

6 乙は、甲が派遣する医療救護班が到着した場合には、第2条各号に掲げる活動を医療救護班に引き継ぐ。

(人員及び資器材)

第4条 乙は、災害発生時に備え、救護所運営に必要な体制を整備する。

2 乙は、災害発生時に備え、救護所における医療救護活動に必要な医薬品、医療資器材等を確保する。

(費用負担)

第5条 甲は、救護所運営に必要な体制整備に関し、予算の範囲内で必要な措置を行う。

2 乙は、甲が救護所の開設を判断し第3条に基づく要請により乙の協力を受け救護所を開設した際、救護所の開設及び運営に関し乙に費用負担が生じた場合、提供した当該費用を甲に対して求償できる。費用負担の対象は、次に掲げる経費とする。

(1) 人件費

(2) 医薬品、医療資器材等

(3) 旅費

(4) 需用費

(5) 使用料及び賃借料

(6) 通信運搬費

(7) その他救護所の開設及び運営に関する経費

3 前項に定める費用負担額については、災害救助法等を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

4 乙は、前項の協議により確定した経費を請求するときは、請求書と経費の明細及び内訳が記載された根拠資料（診療記録、使用した医薬品、医療資器材等の一覧等）を提出するものとする。

(協力体制)

第6条 甲及び乙は、平時から互いに緊急時の連絡先を確認する等、災害発生時に速やかに情報共有が図られるよう体制整備に努める。

2 甲及び乙は、この協定を円滑に履行するために、甲乙間及び関係機関との連携に努める。

3 甲及び乙は、別途協力内容について協議し、協力体制を明らかにしておく。

(訓練等)

第7条 甲及び乙は、各々が実施する防災訓練等の参加について相互に協力する。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定める。

(協定の有効期間及び変更)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 本協定の内容について変更の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ書面で変更する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市

堺市長 永藤 英機

乙 (各締結先)